

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を更新しました。

平成二十五年一月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	更新年月日
宇陀市立病院	宇陀市榛原萩原八一五	平成二十五年三月一日

二 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	更新年月日
有限会社奈良保健共同 企画あおば薬局	大和高田市日之出町一一一〇	平成二十五年三月一日
えみ薬局	奈良市富雄元町二一一一二二	平成二十五年四月一日

三 指定訪問看護事業者等

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	更新年月日
天理訪問看護ステーションひまわりⅡ	天理市別所町二四一―四	天理訪問看護ステーションひまわりⅡ	天理市別所町二四一―四	平成二十五年三月一日

桜井市訪問看護ステーションさくら	桜井市大字金屋一三六一保健会館内	桜井市訪問看護ステーションさくら	桜井市大字金屋一三六一保健会館内	平成二十五年四月一日
------------------	------------------	------------------	------------------	------------